

キケロ『発見・構想論』におけるレトリックの構想

平野 敏彦

序

- 一 キケロの生涯と著作
- 二 レトリック理論の全体構想
- 三 スタトゥス論
- 四 カウサ論
- 五 弁論のパルス論

結語

序

古代西洋レトリックは、キケロに流れ込み、キケロから流れ出した^①。キケロが書いた多くの著作のうち、レトリック理論に関しては七篇が残っているが、それらを相互に比較しても、必ずしも理論体系構想として、整合性があるとは言いがたい。それらを一つの理論的發展過程と見ることもできるが、理論体系構築の試行錯誤の過程と見るほうが妥当であろう。本稿では、キケロの最初の著作である——すべての著作の最初でもあり、もちろんレトリック理論の最初の著作でもある——『発見・構想論 De Inventione』の最初の部分を素材にして、そこでのキケロのレトリック理論の全体構想を明らかにすることを試みる。この著作は、キケロ以降のレトリック理論に一つのモデルを提供したも

のであり、すべてのレトリック研究の出発点にすべきものだと考えられるからである。本論にはいる前に、まず、キケロの生涯とレトリック理論関係の著作を簡単にしておくことにする。

一 キケロの生涯と著作

マルクス・トゥッリウス・キケロ Marcus Tullius Cicero (正確には、キケローと長音であるが、わずらわしいので、以下、単にキケロと表記する)^②は、前106年1月3日に生まれ、前43年12月7日にマルクス・アントニーニウスのはなつた刺客の凶刃にたおれた。この時代はローマ共和制末期の政治的激動の時代である。キケロは、この時期に騎士階級出身という政治的に不利な条件にもかかわらず、当代一流の名士から弁論術や法律、哲学を学び、弁論家として法廷弁論に携わり、その弁論を通じて名声を獲得することにより、クァエストル quaestor〔財務官〕(前75年)、アエディリス aedilis〔按察官〕(前69年)、プラエトル praetor〔法務官〕(前66年)という要職を歴任し、前63年には、最高の政務官たるコンスル consul〔執政官〕にまで昇りつめた。このコンスル時代に零落貴族カティリーナの政府転覆の陰謀を未然に防ぐという功績があり、「祖国の父」と呼ばれたりもするが、以後、政治的反目のため、公職に就かなかつたり、ローマを離れたりすることもあつた。その後、一時、政治の舞台に再登場して、アウグル augur〔鳥占官〕(前53年)とプロコンスル proconsul〔属州長官〕(前51年、キリキアに赴任)を務めたが、最終的にはカエサルとの確執により、政界から身を引いて、幾多の経験を経た生涯の円熟期の最後の数年間、著述に専念した。現在残されている多くの理論的著作は、この時期に執筆されたものである。したがって、キケロの一般的イメージである「ストア派の哲学者キケロ」、「人生論のキケロ」は実は彼の一面を伝えるものにはすぎず、「共和制擁護のために闘った政治家キケロ」、「弁論家キケロ」の面にもっと注意すべきであり、執筆活動の時期を

調べることから浮かび上がってくるが——しゃべれないときは、書いている——、キケロにとっては、(レトリックの理論的著作をも含めて)あらゆる著作は、弁論・演説と並んで、政治活動の一手段であったという視点から、内容を検討する必要がある。

「学のある人だった。そして学のある愛国者だった。」というのが、政治的駆け引きでキケロをアントニウスに売ってしまった若きカエサル、つまりオクターウィアヌス、後のアウグストウスのキケロ評として——彼はこのことを後に後悔したようであり、前三〇年には、自分の同僚執政官コンスルとしてキケロの息子マールクスを選んでい——プルタルコスが伝えているが (Plu. Cic. 49)、キケロの著作の性格を評価する際に忘れてはならないポイントであろう。

幸運なことに、キケロの著作は、膨大な量が残されている。(ティローという名のキケロの解放奴隷が保存し、公刊したと言われている)⁽³⁾。また、その文章は荘重にして自由、力強さのうちに典雅さに富み、後世のラテン語散文の手本とされ、ラテン語規範文法はキケロの文章や言語の用法に範をとっているとされる。

The Loeb Classical Library のキケロ全集 (羅英対訳) は二八冊から構成されており、散佚した著作の断片やプラトンのラテン語訳など一部のものを除いては、主要な著作はほぼ収められている。この二八冊は、レトリック理論関係が五冊(二冊は、中世までキケロの書とされていた著者不詳の『ヘンニウスに宛てたレトリック Rhetorica ad Herennium』(以下、『ヘンニウス』と略記する)⁽⁴⁾であるが)、法廷弁論や元老院での演説を含む実際の弁論(数え方によって多少の違いがあるが、およそ一〇六の演説を行ったと言われ、そのうち五八が残っている)が一〇冊⁽⁵⁾、哲学的著作が六冊——『国家論 De Re Publica』全六巻 [rep.]、『法律論 De Legibus』三巻のみ残存 [leg.]、『ストア派のパラドックス Paradoxa Stoicorum』全一巻 [parad.]、『アカデミーカ Academica』全四巻(一部が残存) [ac.]、『最高善と最大悪について De Finibus Bonorum et Malorum』全五巻 [fin.]、『アッラスクルム論議(談義)論議 Tusculanæ Disputationes』全

五卷 [Tusc.] 『神々の本質について (神性論) De Natura Deorum』全三卷 [nat. deor./n.d.] 『大カトー』あるいは老境について (老年論) Cato Maior de Senectute』全一卷 [Cato/sen.] 『カトーについて (カトー論) De Divinatione』全二卷 [div.] 『宿命論 (運命論) De Fato』一部のみ残存 [fat.] 『ラエリウス』あるいは友情について (友情論) Laelius de Amicitia』全一卷 [Lael./am.] 『義務論 De Officiis』全三卷 [off.] であり、日本でのキケロ受容は、この部分を中心に行われてきた——、書簡 (一三四五年にパトリアルカによって発見された書簡の写本には、八六四通のキケロ自身が書いた書簡とキケロ宛ての九〇通の書簡が集められていた)——『アッティクス宛て書簡集 Epistulae ad Atticum』全一六卷 [Att./ad Att.] 『知人宛て書簡集 Epistulae ad Familiares』全一六卷 [fam./ad fam.] 『弟クイーントゥス宛て書簡集 Epistulae ad Quintum Fratrem』全三卷 [ad Q. fr./Quint. fr.] 『ブルートゥス宛て書簡集 Epistulae ad Brutus』全三卷 [ad Brut.]——が七冊である。

キケロのレトリックという場合、もちろん、哲学的著作や書簡も無視できないし、その実践たる法廷弁論や政治演説も重要なのであるが、当面の対象であるレトリック理論については、以下の七篇が残っている。

① 『De Inventione』全三卷 (第一卷は「五五章」一〇九節、第二卷は「五九章」一七八節) [inv.] ……前九一年—前八七年。

後述のように、レトリックの第一部門であるインヴェンティオーの部門を扱ったものであり、弁論全体の構想を立て、そのために必要な材料・題材を発見するための術という内容から、「題材の」発見、構想、案出、創案などの訳語があり、「de」は「〜について」を示す前置詞であるが、著作名のときは「〜論」と訳されることが多い。本稿では、『発見・構想論』とした。⁶⁾

② 『De Oratore』全三卷 (第一卷は「六二章」二六五節、第二卷は「九〇章」三六七節、第三卷「六一章」は三三〇節)

[de or./de orat.] ……前五五年。

レトリック理論の全体と理想の弁論家像を、前九一年の九月にアントーニウスとクラッススを中心にその他何人かが集まって行われた対話という形式をとって書かれたものである。この形式は、キケロ自身によるとアリストテレス風の対話篇——今日我々はそれを見ることはできない——ということである（ad Att. 13, 19, 4）。また、前五四年一月の別の書簡（ad Fam. 1, 9, 23）の中で、キケロは、この著作は単なるレトリックの準則ではなく、アリストテレスをモデルにして書いたものと告白し、さらにイソクラテスの名もあげている。キケロの関心が、いわゆる「教室レトリック」——『発見・構想論』はまさにこの典型であり、それを未熟なものと評価する彼の意図がうかがえる——から、人間教育をも射程に入れた哲学的レトリックの構築に向けられていたことが明らかになる⁽¹⁾。oratorを弁論家とするので、『弁論家論』となる。この著作は、カティリーナ事件に対するキケロの処置が不当であるとする勢力が彼をローマから追放し、その後、その追放が解かれローマに帰還したキケロが著した復活宣言であるという文脈からも分析されねばならないであろう。

③ 『Brutus』全一卷（九二章）三三三節 [Brut.] ……前四六年初め。

弁論の感情面をできるだけ排除して、厳格な論理面を重視しようと主張するアッティカ主義者（後にカエサル暗殺の首謀者になるマルクス・ユニウス・ブルートゥス、英語読みでブルータスはその代表者である）によるキケロへの批判に対して、弁論のスタイル・表現面をも重視すべきであるとするキケロの主張を、ローマ弁論家の歴史（ここから、本著作は、『著名弁論家論 De Claris Oratoribus』という別名もある）をたどることによって反論しようとするもので、キケロとアッティクスとブルートゥスの対話という形で叙述されている。著作名は、対話者の一人の名をとって、『ブルートゥス』である。

④ 『De Optimo Genere Oratorum』全一卷〔七章〕二三節〕[opt. gen.] ……前四六年。

ギリシアの弁論家デーモステネースとアエスキネースのラテン語訳の序文として意図されたものだが、翻訳も公刊されず、序文も断片的なものに終わった。理想の弁論家像を追求しようとしたもので、『弁論家の最高・最上の類について』というタイトルはそのことをよく表している。しかし、その趣旨はもつとふくらまされて、次の『弁論家』に結実している。

⑤ 『Orator』全一卷〔七十一章〕二三八節〕[or./orat.] ……前四六年後半。

『ブルートゥス』に対するブルートゥスの反論に再反論するために、ブルートゥス宛ての書簡の形式で書かれたもので、レトリックの表現・修辞部門、特に散文におけるリズムの問題が論述の中心をなしている。スタイルを意のままに使用できるデーモステネースが弁論家の理想だとされるのである。タイトルの訳としては、そのものずばり『弁論家』である。

⑥ 『Partitiones Oratoriae』全一卷〔四〇章〕一四〇節〕[part./part. or.] ……前四六年末—前四五年初。

キケロが、アテナイへ勉強に旅立つ息子マールクスの問いに答えて弁論術の解説をするという形で書かれたレトリック理論の概説・入門書である。弁論家の能力 vis (レトリックのパルス)、弁論 oratio そのもの (弁論のパルス)、問い quaestio (レトリックのマテリア) の三つの観点から、それぞれ論じられる。partitio とは、全体がまずあってそれを部分に区分・分割していく divisio という一種の演繹的な定義の方法とは異なり、各部分を列挙することによって全体を定義する一種の帰納的な定義の方法である (Cic. top. 28)。したがって、この著作は、弁論術を各構成部分を列挙することにより、示そうとした試みであるので、『弁論術の部分列挙』が適切な訳語であろう。

⑦ 『Topical』全一卷〔二六章〕一〇〇節〕[top.] ……前四四年夏。

アリストテレスの同名の著作を、友人の法学者トレバーティウス・テースタ Trebatius Testa のために解説した著作であるが、旅の途中、船中で、参考文献なしに記憶に頼って書かれたという成立事情も手伝ってか、現存のアリストテレスの『トピカ』との関連性はそれほど大きくない。ただ、トポスの説明のために引かれる例が、ほとんど法律関係の例であり（あなたは「あなたたち法学者」という呼び掛けが何度もなされている）、法学者と弁論家の関係を示す例としてよく引用される。「これは法の関知するところにあらず。キケロの関知するところなり。」という事実問題についての言明——キケロの著作によく見られる自画自賛の一例である——も本書に見られる(Cic. top. 1)。拠点論、論拠集、トポス論などの訳語も可能であるが、『トピカ』でさしつかえないと思われる。ドイツ語では「Topik」、英語では「Topics」となる。

以上七篇のレトリック理論関係の著作は、全体として体系構想が一貫しているわけでもなく、用語もまちまちである。最初の著作と最後の著作の間には、キケロの政治家と弁論家としての経験が横たわっている。その内容の理解についても、特に執筆時期との関連から、歴史的状況の中にはめこんで、社会的に検討する作業が必要であると思われる。

二 レトリック理論の全体構想

レトリックの教科書は、何よりも実践的な弁論のしかた、つまりその技術に関する数々のプラエケプタ *praecepta* 「準則、ルール」を叙述するものである。だが、キケロ自身は、未完に終わったために通称『発見・構想論』と呼ばれる著作において、レトリック理論の全体——後述するように、キケロはそれを五つの部門に分ける——を論じ

る意図をもっていた、つまり書き始めたときは、第一の部門のみでこの著作が中絶するとは考えていなかったはずである。そこで、彼は、まず第一巻の冒頭 (inv. 1.1-5) で弁論術 *oratoria* と雄弁術 *eloquentia* がキークウィータース *civitas* 「国家、共同体」に対し、利益を与えるものか、害になるものかを簡単に論じた後 (この部分は、最初から書かれていたのではなく、公刊されたときに付け加えられたという説もある)、レトリック理論の総論とも言える問題、つまりレトリックの全体構想、つまりレトリック教科書では何を扱うべきかについて語っている⁽⁸⁾。

それは、レトリックの術そのものが、どのようなゲヌス *genus* 「種類」に属するか、つまり、どのような種類のどのような性質をもつか、どのようなオッフイキウム *officium* 「任務」をもつか、どのようなフィニス *finis* 「目的」をもつか、どのようなマテリア *materia* 「素材・題材」を扱うか、どのようなパルス *pars* 「部分・部門」に分けられるかという問題である。

まず、第一の問題であるが、「キークウィーリス・ラティオー *civiliis ratio*」とも呼ばれるべき分野があり、……その大きな豊かな一つの部分がアルティフィキオーサ・エロクエンティア *artificiosa eloquentia* であり、それがレトリック *rethorica* と呼ばれる⁽⁹⁾ となる (inv. 1.6)。キークウィーリスとは、キークウィータース *civitas* 「市民の共同体、国家、ギリシア風に言えばポリス (都市国家)」⁽⁹⁾ に関するという形容詞であり、ラティオーとは、理性的な、筋の通った取り扱いのことであり、それはギリシア語のロゴスの訳語として用いられることが多く、以下においてこれがスキエンティア *scientia* と言ひ換えられていることから明らかのように、結局のところ、知識・学問を意味していると思われるであろう。また *scientific system* という英訳もそこから出て来るようである。*artificiosus* は、アルス 「術」⁽¹⁰⁾ にかなっているということであり、それがいわゆる *eloquentia* に付されていることからして、エロクエンティアには、

術になつたものとそうでないものがあり、術になつたものを *oratoria*、すなわち弁論術というと理解することはできないだろうか。したがつて、両者が文脈によってはほぼ同じものを指す場合も多いと思われるが、厳密には、エロクエンティアは、単なる「雄弁」、つまり特に術の裏づけのない個人的なすぐれた能力により行われるものを指し、それに対して、オラトリア＝レトリックは術の裏づけがあり、それ故、学び教えることができるものであり、訳語としては、「弁論術」が適切であろう。（このように理解できるとすれば、「雄弁術」というのは、多少、不適切ということになる。）そして、「キウウィーリス・スキエンティア *civiliſ scientia*」には雄弁は不要であると考える者たちには賛成せず、雄弁がレートル「＝弁論者」の個人的な力とわざに含まれているのだという意見とも一致しない」とした上で、弁論術の能力 *oratoria facultas* はキウウィーリス・スキエンティアの一部であると結論する (inv. I, 6)。

キケロはこの個所でアリストテレスに明示的に言及していないが、この考え方は、アリストテレスの考え方とまったく一致している。アリストテレスの知の体系は、人間行動の見る、行う、作るに対応して、観想的・理論的な学、実践的な学、制作の術、そして道具たるオルガノンから成るとされるが、レトリックは、通常『詩学』と訳される『制作論 *Peri Poietikes* (ギ) / *Poetica*』と並んで、制作の術に属し、「分析的な学問（＝オルガノンの中の推論を扱うもの）」と性格を取り扱う政治学の部門（＝倫理学）とから合成されたもの（*Arist. Rhet. I, 4, 4* (1359b 9)）であり、また弁論は政治に従属する (*Arist. NE I, 2* (1094b)) とされる。ここでいう政治学は、ポリテイケー *politike* (ギ) であり、ポリスに関する学問のことであり、*civiliſ* と重なると思われる。

第二に、レトリックの任務に関してであるが、これは第三の目的と関連して論じられる (inv. I, 6)。まず、任務という訳語を与えた *officium* であるが、これはキケロのおそらく最も名の知られている著書『義務について』(義務論)

De Officiis』のタイトルに用いられているのと同じ語であり、ここでは「人として、市民または公人としての、道徳的な『任務の完遂』」を意味するとされる。(9) また、後世のユスティニアヌスの『学説彙纂 Digesta』では、執政官 (D. 1, 10) や法務官 (D. 1, 14) 等の政務官のなすべきこと、つまりその職に就いた者の職務・職責を指す場合に officium とどう語が用いられているか) として、レトリックの officium とどう場合は、「何がなされるのにふさわしいか quid fieri conveniat」あるいは「彼がなすべきこと id quod facere debet」が考察されねばならないとされる。したがって、レトリックを用いる者が果たすべき任務、役割と理解してよいであろう。それは「聴衆を」説得するのに適するように語ること dicere ad apposite ad persuasionem」なのである。他方、目的においては「何が結果としてもたらされるのにふさわしいか quid effici conveniat」あるいは「彼がそのためになすべきこと illud cuius causa facere debet」が考察されるのであり、それは「語ることによつて〔聴衆を〕説得する」と persuadere dictione」である。この「医者、つまり医師の使い手とのアナロジーが語られ、その任務は「〔患者を〕健康にするのに適するよう」に「医師を施す」と curare ad sanandum apposite」であり、その目的は「〔医師を〕施すことによつて〔患者を〕健康にする」と sanare curatione」である。したがって、弁論家の目的は聴衆を説得することであり、そのためになすべきことが言葉を語ることなのであり、他方、医者の場合には、目的は患者を健康にすることであり、そのためになすべきことが「医師を施すこと」である。いずれの場合も、その任務において最善を尽くしたからと言って、必ずしも目的が達成されるわけではなく、弁論家の場合、相手は説得されないかもしれない、訴訟の場合には敗訴の結果が出るかもしれないし、医者の場合には、手当の甲斐なく患者は死んでしまうかもしれない。しかし、いずれの場合にも最善を尽くすということが、任務、つまり、なすべきことなのである。

第四は、弁論術のマテリア「素材、材料、題材」、つまり弁論対象物 *Redegenstand* についてである。マテリアとは、医師のマテリアとはそれが取り扱う病気とけがであるのと同じように、「術全体が、そしてその術に基づいて作り上げられた能力 *facultas* が取り扱うもの」、「弁論家の術と能力が取り扱うレース」「事柄、対象物」(*inv. 1, 7*) である。ソフィストのゴルギアスや前二世紀のテムノスのヘルマゴラスは、レトリックはどのような問題でも扱いて得るとして、マテリアを無限に広げていた。もつとも、ヘルマゴラス自身は、マテリアをカウサ *causa* (特定の個人に言及する弁論における争い) とクアエステイオー *quaestio* (特定の個人に言及しない弁論における争い) とに二分するのだが、どちらも弁論家の扱うマテリアであるとしたのであるが、キケロは、後者は哲学者のマテリアだと批判する。この分け方は、後にキケロによって、クアエステイオー「問い」——ヘルマゴラスのそれとは異なる——の二つの類の問題として定式化される (*Cic. top. 79ff.*)。すなわち、限定的な問 *quaestio definita* と無限定的な問 *quaestio infinita* (つまり、前者は *causa/hypothesis* (キ) であり、後者は *propositum/thesis* (キ) のことである。現在のレトリック理論の標準的教科書の著者であるラウスベルクによると、これは問いの具体度に関する区別であり、前者が具体的・個別的・実践的問いで、そのモデルは訴訟事件であり、後者が抽象的・一般的・理論的問いで、本来は哲学の領分である (*Lausb. §68f.*)。

結論的には、キケロはアリストテレスによる弁論対象の限定と区分に従って、ある一定のマテリアに限定し、それらを以下の三つのゲヌス「種類」に分ける (*inv. 1, 7*)。この部分は、キケロが簡単な定義的な規定を与えているだけなので、適宜、説明を補充した。(Vgl. *Lausb. §59-65*)。

① *genus demonstrativum* は「ある特定の人物に称賛 *laus* または非難 *vituperatio* を割る当てる」もので (*genus laudativum* (*Quint. 3, 7, 28*) と同じ語も用いられる)、アリストテレスの用語では *genos epideiktikon* (キ) であり、

日本語としては、「演示類」、「展示類」などがあるが、祝典、祭典、葬送式典（それ故、聴衆は、弁論を受動的に享受するだけの見物人である）など行われる場を考慮して、「儀式弁論」、「儀礼弁論」、「記念演説」という訳語も用いられる。キケロはここでは述べていないが、対象が人物に限られるわけでもなく、また、この類で追求される価値は、名譽 *honestum* と恥辱 *turpe* である。

② *genus deliberativum* は、「共同体（国家、都市）に関する論争 *disceptatio civilis* において意見の表明 *sententiae dictio* を含む」もので、アリストテレスの用語では、*genos symbolautikon*（ギ）であり、日本語としては、「審議類」、「提議類」などがあるが、将来の行動について決議することが要請される民会、元老院（それ故、聴衆は、決議に参加する資格を有する者である）など行われる場を考慮して、「議会弁論」や「政治弁論」という訳語も用いられる。キケロはここでは述べていないが、アリストテレスによると忠告と諫止が目的であり、追求される価値は利害・効用 *utilitas* である。

③ *genus iudiciale* は、「訴訟において訴追 *accusatio* と弁護 *defensio*、請求 *petitio* と請求拒絶 *recusatio* を含む」もので、アリストテレスの用語では、*genos dikankikon*（ギ）であり、日本語としては、「訴訟類」があるが、過去の行為事実 *factum*（事件）⁽²⁾ について審判人・裁判官（それ故、聴衆は、判決を下す権限を有する者である）の判断を求めるといふ訴訟が行われる場を考慮して、「法廷弁論」という訳語も用いられる。追求されるべき価値は、正 *iustum*・不正 *iniustum* である。レトリックのディアレクティッシュな性格は、必然的に対立・対抗構造——その敵対的な勝負がアークティオー *actio* である——をもつ訴訟類において最も顕著であり（審議類においては、対立する意見表明が必ずしもなされるとは限らず、演示類においては、明示的な対立はない）（*Lausb.* 363）、レトリック理論は訴訟類を中心に精緻化され、それとの関連性で、それぞれの特殊性を論じるという形で、他の二類が論じられるのが常である。

なお、訴訟類が他の類に比べて異常なほどの発達を見せたということは、ギリシア、ローマの当時の訴訟制度及び裁判実務の実情を勘案しないわけにはいかない。特に、キケロの時代のローマについては、刑事訴訟——特に、私人である訴追者の訴訟提起によって設置され、法務官の訴訟指揮下において、原告である訴追者と、弁護人の助力をうける被告人が、独立・対等の地位を保ちながら訴訟を進行し、数十名からなる審判人団（裁判官という官職はない）が、一種の陪審員団として判決を下すという構造をもつ常設査問所手続 *questiones perpetuae*——及び、民事訴訟——法務官 *praetor* 面前での法廷手続 (*in iure*)、すなわち、原告・被告双方出頭の下に、法学者の助言により法務官のイニシアティブで双方の合意による方式書 *formula* (審判人の任命、争点の整理及び決定、被告有責の場合の判決内容の指示などを内容とする文書) を作成する手続と、審判人 *iudex* 面前での審判人手続 (*apud iudicem*)、すなわち、任命された審判人が証拠調をして、すなわち両者の弁論を聴いて、判決を下す(方式書の文言に完全に拘束される)手続という二分された手続から構成されている方式書訴訟、特に、一〇〇人以上の審判人団からなる、高額の回収訴訟に管轄権を有する百人審判所 *centumviri*——は、いずれも、弁論家の活動に最も適合する制度であったという点を考慮しなければならぬであろう。⁽¹³⁾

最後の第五は、レトリックの術のバルス *pars* (正確には、複数あるので、複数形の *partes* パルテースであろうが)「構成部分」である。これは五つの部門に分けられる (*inv. 1. 9*)。

① インヴェンティオー *inventio* (heurasis(キ))⁽¹⁴⁾「*excogitatio rerum verarum aut veri similitum quae causam probabilem reddant*」である。*excogitatio* は「発見・案出・考案・創案」であり、発見されるものが *res verae aut veri similes* である。この「一〇〇〇真実である、疑いの余地のないレース」⁽¹⁵⁾の「か、あるいはそこまではい

かなくとも、真実に類似し、真実らしく見えるレース」である。そしてそのレースは、「その弁論で問題になっているカウサをプロバビリス probabillis」「もつともらしいもの、説得力あるもの、蓋然的なもの、通念になかったもの」にする「ものでなければならぬ。したがって、*inventio* は弁論で扱うべき題材の発見・案出にかかわる部門であり、「発見部門」という訳が適当であらう。さらに、この部門では、マチリアの三つの類に対応して、後述するスタトゥス論と個々のオーラティオー・オラチオ「弁論」の構成部分とが扱われるので、弁論の全体構想にかかわることになる。それ故、本稿では、「発見・構想部門」という訳語を用い、キケロの著作もそのように呼ぶことにする。

② *deispositio* (axis) とは、「*reum inventarum in ordinem distributio*」である。つまり、第一の発見部門で「発見された題材を、ある一定の順序 *ordo* に分配すること、ある秩序に割り振ること」である。したがって、「配列部門」という訳が適当であらう。しかし、弁論全体の構想は、すでに発見・構想部門の扱う範囲であるので、この部門はそれほど重要な部分ではない。

③ *erocutio* (lexis) とは、「*fidoneorum verborum ad inventionem accomodatio*」である。つまり、発見部門で発見された題材で組み立てられる「構想」に、適切な言語表現 *verbum* を適合させること」である。したがって、レース「題材・内容」に最もふさわしい表現を与えることであり、「表現部門」が適切であろうが、あるいは、後に——共和制期にレトリックがもっていた政治的意味合いが、帝政期以降、まったく薄れていくにつれ、学校での練習演説中心になり——この部分のみに重点がおかれ、ここがレトリックの中核と考えられることから、「修辭部門」という訳も考えられる。後に、「文体論 stylistics」に発展するのは、この部門である。

④ *memoria* (meme) とは、「*firma animi rerum ac verborum perceptio*」である。つまり、発見された「レース」「題材」とそれに与えられた言語表現を頭の中にしつかりと捕捉しておくこと」である。レトリ

ックが想定している弁論は、かなり長時間にわたって、たった一人で演説をぶつのであるが（刑事事件の場合、法廷で審判人（団）の面前で、訴追側になつた弁論家は、主たる訴追者であれば四時間、補助的な訴追者であれば二時間、被告人の弁論をする弁論家は訴追側の二倍の時間弁論しなければならなかつたであろうと推測されている）、⁽¹⁾それを草稿を見ながら行うようでは、聴衆の心をとらえることはむずかしく、聴衆の反応を計算にいれながら、とうとうと弁じなければ効果的ではない。それ故、語るべきことを予め記憶し、そしてそれを実際の場で思い出すためのテクニックがレトリックの一部として、位置づけられているのである。したがって、「記憶部門」という訳が適切である。後世、ここから「記憶術」が発生してゆく。

⑤ プロローグ・ムーヴ・ティア・ティーオー・pronuntiatio (hypokrisis (ギ)) は、[ex rerum et verborum dignitate vocis et corporis moderatio] である。つまり、発見された「題材とそれに与えられた言語表現の価値・品位にしたがつて、声の出し方と体の動かし方・身振り手振りをあやつつてそれが適度なものになるように調整・コントロールすること」である。すなわち、以上の四部門をすべて終えた後に、実際に聴き手の前で、耳と目に、つまり感覚的情動的な面に訴えかけ、聴く気のないあるいは反感をもっている聴衆をも説得し、自己の意見を受容させるためのパフォーマンスのテクニックである。（現に、ギリシア語の hypokrisis は、舞台である役を演じることが意味する演劇用語からの借用である。）それは、やりすぎれば反対の効果を産むおそれがあり、さりとて、配慮しなければ、内容がいかに正論であれ、自己に同調させることができなくなるかもしれないという、弁論・演説の最終段階での結果、つまり説得できるか否かを左右し得る大事なポイントであり、レトリックの一つの部門として位置づけられているのである。レトリック教師の学校では、様々なテーマを題材にして、実際に練習演説をさせて、訓練するのがならわしであった。キケロが、ラテン語弁論だけでなく、ギリシア語の弁論についても長けていたことは、プルタルコスの記事 (Plu. Cic. 4) などからも

明かである。内容をとって「所作（・口跡）部門」という訳や「実演部門」、さらには「演技部門」という訳も可能であろう。

以上の五つの部門は、前述の演示類、審議類、訴訟類すべてに適用されるレトリックの術を構成する部門である。術としてのレトリックの全体を取り扱うためには、以上の五つの部門をすべて論じるのが本来であるが、キケロはそうのうち最も重要なものが、そしてすべてに先立つのはマテリアとパルスであるとし、著作の叙述を発見・構想部門から始めるのである (inv. 1.9)。しかし、クインティリアヌスが『レートリキー・リブリー』IIレトリック教本』二巻本 Rhetorici Libri Duo』として引用する本書は、残念ながらこの発見・構想部門だけで叙述が終わってしまっている。残余の部分が散佚したのではなく、中絶してしまっていること——その中絶の理由がキケロに内在的な、個人的なものか、外在的要因がどれほど作用したかは明かではない——は、クインティリアヌスの時代でさえこの部分だけしかなかったことから、確実である。それ故、本書は通称として『De Inventione』と呼び慣わされている (qui vocantur)。キケロ自身、本書が不十分で未熟なものであることは自覚しており、それを補うつもりで、弁論家としての十分な経験を積んだ後に、大著『弁論家論』を世に問うたのである。以後、前述のように、死の前年の『トピカ』に至るまで、いくつかのレトリック理論に関する著作が書かれたが、それぞれ重点の置き所が変わり、レトリックの教科書とでも言うべきものはついに書かれずじまいであった。しかし、キケロがレトリック教科書を書かないはずがないと思われ、ほぼ同時代に成立していた『ヘレンニウス』ではレトリック理論全体が取り扱われており、内容的にも未完の『発見・構想論』と重なる点が多いので、キケロが『発見・構想論』を書き直し、書き足して『ヘレンニウス』を著したと考えられた理由の一つであろう。

三 スタトゥス論

キケロはレトリックの全体構想を簡単に規定した総論部を終えた後、弁論のマテリアとパルスを扱う発見・構想部門にとりかかるのだが、この部門の中でどのような順序で叙述すべきかについてのシエーマはなく、『ヘレンニウス』と比較しても、用いられている実際の例や個々の論点の重なり具合に反して、叙述のシエーマにはかなりの相違がある。¹⁵ キケロの場合、まず、構文論的な syntaktisch 問いの区分 (Lausb. 555) である後世にスタトゥス論と呼ばれるようになる理論¹⁶、次に弁論のパルス論という順序で叙述がなされ、その後(第二巻において)、議論のための様々なトポスが、訴訟類、審議類、演示類に即して、そしてその内部では各スタトゥスに従って整理される。(ただし、これは訴訟類中心に行われ、他の二類は、そのもつ特有な部分について論じられるだけである。しかし、スタトゥスそのものは、あくまでも三類共通のものであることを忘れてはならない。)そしてこのトポスは、弁論のパルスの立証部 *confirmatio* と反駁部 *reprehensio* での議論に利用するためのものである。他方、『ヘレンニウス』の場合は、パルス論の中の立証部と反駁部の中で、スタトゥス論とトポス集が扱われている。いずれにせよ、スタトゥス論は、弁論全体の構想を立て、必要な題材を集め、それを論拠として議論 *argumentatio* を展開するための、核心部分である。そして論拠を一定の論法に組み立てる常套的な型が、アリストテレスが「場所」を意味するギリシア語を転用して術語として使用した用法に従って、「トポス」*topos* (ギリ) (複数形は、トポイ *topoi* (ギリ)) (ラテン語では「ロクス *locus* (複数形は、ロキー *loci*)」) と呼び慣わされているのである。

したがって、キケロは、スタトゥスについては、まず第一巻で簡単な説明を与えるだけですませ、第二巻でより詳細に、多くの場合は具体例をあげてもう一度説明を繰り返す。こういう叙述のシエーマは、たとえば『トピカ』にも

見られ、そこでは各トポスの説明が一通り略述された後、さらに繰り返し詳述するという叙述スタイルが採用されている。時間のない者でも、前から読み初めて最後まで読まなくとも、読んだところまででもそれなりに役に立つという実用的な配慮があるのであろうか。以下で紹介するスタトウス論は、全体的な枠組を提示するという趣旨で第一巻の当該部分の叙述を中心にして、それに若干の補充的説明を加えるという形で、叙述する。『発見・構想論』のスタトウス論全体についての立ち入った考察は、後日に譲りたい。

「言葉を用いて主張したり、論じ合ったりする *dictio ac disceptatio* 状態に達した何らかの争い *controversia* を含むレース」「題材」は、それぞれ、過去になされたこと、つまり行為事実 *factum* に関するか、それがどんな名称の行為かという名称・名目 *nomen* に関するか、それがどんな種類の性質に属するものかという類 *genus* に関するか、どんな訴訟の手続がふさわしいかという訴訟(手続) *actio* に関するか、のいずれかに関するクァエステイオー *questio* 「二問い」を含んでいる。その問いからカウサ「具体的個別的事件」が生じてくるのであるが、そのような問いがコーンステイトウーティオー *constitutio* と呼ばれる。」(inv. 1, 10)

この考え方自体はすでにアリストテレスに見られるが、それを精緻化し、体系化したのは、前二世紀のテムノスのヘルマゴラスであった。*constitutio* は、彼の「*stasis* (ギ)」のラテン語訳であり、『ヘレンニウス』と共通する訳語である。(このことも、両者共通の典故があるのではないかと想定される一因である。)キケロは後の著作では、それに「*status*」という語をあてている (Cic. top. 93)。それぞれ「*constituere*」と「*statuere*」の名詞形であり、いずれもその根本的意味は「立てる」ということである。ローマ法において、*constitutio* は帝政期における皇帝の勅法を指す語である。status は地位、状態、身分などを指す。また、現代英語における法律用語との比較を言えば、前者は *constitution* 「

憲法」、後者は *statute* 「制定法」の語源になっている。しかし、レトリック文献においては、いずれの語が用いられているにせよ、指し示す対象は同じであるので、本稿では、*constitutio* と *status* を同義語として扱う。それは以後のレトリックの歴史において、つねにスタトゥス論という形でこの部分が論じられていることによる。スタトゥスの内容については、後述するところであるが、訳語として、根本義からは「立脚点」、「立論点」が出てくるし、英訳の「issue」から「争点」という訳語も可能である。しかし、訴訟類のスタトゥスについては「争点」が最も妥当であるとしても、スタトゥスは審議類や演示類についても用いられる概念であるので、多少、難がある。そこで、もう少し中立的な「事項」、「論点」という訳語も提案されている。『発見・構想論』の中でキケロは *status* という語ではなく、*constitutio* という語を用いているのであるが、さしあたり、本稿では、*constitutio* の訳語として、「スタトゥス」を用いておく。

スタトゥスとは、「インテンティオーの否認・拒絶 *depulsio* に端を発するカウサの第一の衝突 *conflictio*」であるとともに定義されている (*inv. 1, 10*)¹⁷⁾。 *intentio* とは、刑事事件においては告訴・告発の趣旨の表示、つまり公判請求の趣旨の表示を、民事事件においては請求の趣旨の表示を指すので、この定義自体、民事・刑事双方に適用可能であるが、レトリックのスタトゥス論においては、通常は、最も対立的な構造をもつ刑事訴訟が、モデルとして採用され、理論が展開されている。したがって、刑事事件に即して一般的に例をあげれば、「あなた(被告人)はある行為(犯罪行為)をなした *fecisti*」という動詞の完了形で表現される、つまり過去の行為についてのインテンティオーに対し、「私はその行為をなさなかった *non feci*」というそれに対する否認が対置された場合には、なされたこと、つまり過去の行為事実に関するスタトゥス(推定的スタトゥス)が生ずることになり、「私はその行為をなしたが、それは正当な、法にかなったものであった *iure feci*」という否認が対置された場合には、なされたことの性質、つまり正当かそうでな

いか、法にかなつてゐるかそうでないか、そのどちらの類に属するのかに関するスタトゥス(属性的スタトゥス)が生じるのである (Inv. 1, 10)。

推定的スタトゥス

「なされたことについての争いがある場合、カウサ〔争いの原因〕は、推定・推測 *conjectura* によつて確かなものなるので、*constitutio conjecturalis* と呼ばれる。」(Inv. 1, 10) しかし、これが行為についてのスタトゥスである限りにおいて、過去の行為だけでなく、現在や将来の行為についても成立し得るのだが (Inv. 1, 11)、訴訟類においては過去の行為事実に限られ、審議類においては将来の行為、演示類においては現在の行為が扱われる。

構文論的には (Lausb. §99, 150) 「それは存在したか *An sit?*」(Quint. 3, 6, 80) 「それはなされたか *An factum sit?*」(Quint. 3, 11, 2) とする動詞の問題——接続法で表記されることにも注意——であるが、行為者 *actor* の要素を考えなければならぬので、「彼はなしたか *An fecerit?*」(Quint. 3, 6, 5) という主語の問題でもある。したがつて、行為事実 *factum* がどのようなものであったかという点と、当該被訴追者が行為者であるかどうかという点が争われる。現行訴訟手続との関連で言えば、事実認定や証拠、特に情況証拠の問題が扱われることになる。刑事弁護の第一歩は、訴追事実と被訴追者との関係を否定することである。事実の認定は、動機・原因から *ex causa*、人物の性格や素行から *ex persona*、行為事実そのものから *ex facto ipso* なされるので、それぞれ多くのトパスが提供される (Inv. 2, 14-51)。いずれも、証拠に基づいて、過去の行為事実の存在が推定的に明らかにされるので、「推定的スタトゥス」という訳語が適切であろう。

定義的スタトゥス

「名称・名目について争いがある場合、言葉の意味が単語によって定義 *definire* されねばならないので、*constitutio definitiva* と名づけられる。」(Inv. 1, 10) それは、「なされたことについては一致があり、それがどのような名称・名目で呼ばれるのかについて問われる場合」(Inv. 1, 11) の争いであり、「定義的スタトゥス」という訳語が適切である。構文論的に言えば (Lausb. §104)、「彼は何をなしたか *Quid fecerit?*」(Quint. 3, 6, 5) という目的語の問題である。

ここでは、所為と法との関係づけが問われるのである。よくあげられる例としては、ある行為をなした被告人が「単純窃盗 *fur*」か「聖物窃盗 *sacrilagus*」かという例である (Inv. 1, 11)。したがって、ここで争われるのは、窃盗行為と聖物窃盗行為の定義の違い、つまりそれらの犯罪を規定している法文の解釈の違いではなく、当該行為がそのどちらにあたるのかということであるので、端的に言って、構成要件該当性の問題である。(したがって、「判定的スタトゥス」という訳も可能である。) 前者は、キケロの体系では、後述の法文(類)スタトゥスの中の定義類ということになろう。定義という語はキケロの体系では二箇所に出てくるので、用語の混乱を主張する見解もある。しかし、ローマの刑事訴訟手続では、犯罪類型によって、訴訟手続が(包括的な法典ではなく)個別単行法により定められているのであるから、審判人の面前での審理が開始された段階では、弁護人は訴追された犯罪類型には該当しないという点を力説することになろう。したがって、定義という語を二箇所で用いるのは問題であっても、構成要件該当性の問題と法文自体の語の定義、すなわち解釈の問題を区別する取り扱いは、それなりの意味をもつではなかろうか。とはいえ、それは理論的なレベルの話であって、実際の弁護の際には、両者が融合するのはやむを得ないであろう。

属性的スタトゥス

「レースがどのようなものであるか qualis が問われる場合、行為 negotium の意味 vis と類 genus にいついての争いがあるのべ、constitutio generalis と呼ばれる。」(inv. 1, 10) (inv. 2, 62) には vis' genus と並んで、性質 natura と同語も用いられる。「なされた行為がどの程度 quantum' どんな種類 cuismodi' 何も何もどんな性質か quale が問われるとき、争いは類 genus に関するものである。」(inv. 1, 12) したがって、行為がどんな類に属するか、つまりどんな性質をもつかというスタトゥスであり、qualis の名詞形 qualitas (性質、属性) から、後には status qualitatis (Quint. 3, 6, 10) という表現が同じ内容を表すものとして一般に用いられるので、それに合わせて、constitutio generalis そのものの訳語としても、「属性的スタトゥス」や「性質のスタトゥス」が考えられるが、前者を採用しておく。

このスタトゥスは、構文論的に行為の副詞的規定のレベルにあり、所為が適法 iure かどうか、正当 iustum かどうか争点である (Lauthb. §123)。属性的スタトゥスは、順序として、推定的スタトゥス、定義的スタトゥスの次に検討されるもので、現在の刑法学の枠組で言えば、違法性阻却事由の有無や有責性の判定にかかわる部分であると言つてよからう。

このように属性的スタトゥスでは、所為の正・不正の判定が問題なのであるが、そのためには判定の基準と判定の方法が示されねばならない。そこで、属性的スタトゥスは、二つのパルス「II 部分」に分けられる。一つは、パルス・ユリディキアリス pars iudicialis であり、もう一つは、パルス・ネゴチアリス pars negotialis である。前者はさらに細かい部分に分けられるので、まず後者を扱おう。

第一巻第一四節の定義では、pars negotialis は「キーウイリス・モースと衡平に基づいて ex civili more et aequitate' 何がユース ius」[II 法。制定法よりも広い概念]に属するか」を考察する部分である。「我々のもとでは、つまりロー

マでは、それを注意深く先頭に立つて指揮し、統括している *praesesse* のは、法に精通している者たち *iure consulti* 「法学者」であると考えられている。」(inv. 1, 14) という定義が与えられているだけで、それ以上の説明はない。そこで、第二巻第六二節以下を参照する¹⁷ *pars negotialis* は「ユース・キークウーリス上の行為 *negotium iuris civilis* にかかわる争いを含んでいる」¹⁸ パルスという定義がある (inv. 2, 62)。この場合、双方の当事者、つまりそれぞれの立場に立つ弁論家が考察すべきことは、「ユースがどんなものから成り立っているか *iis ex quibus rebus constet*」であり、「その始まりは、自然 *natura* から引き出されたと思われる。」(inv. 2, 65)

第一の引用から言えることは、*pars negotialis* は法学者が最終的な決定権を有するとされている領域にあり、所為の属性判定の基準たるユースが何かが問題であり、それは *civilis mos* と *aequitas* とから判断するべしとされているということである。少なくともこの言明からすれば、ユースが法律だけに限定されているわけではなく、広く市民の慣行・風習や衡平の観念にも開かれているものと理解されているといつてよからう。これを司るのが法学者であるということから、オイゲン・エルリッヒのように、ユースを「法曹法 *Juristenrecht*」と性格づける見方も可能である¹⁹。これが問題となるのは、今日の表現では、ハード・ケースの場合でも言えようか。また、第二の引用から言えることは、対象たる事件が *iis civile* にかかわる民事訴訟であり、それは法務官面前での法廷手続（審判人面前での審判人手続 *apud iudicem* に対して、いみじくも、「*in iure*」と表現される。）において法学者が法務官の諮問に答えるという形で手続に参与する訴訟形態であるということである。したがって、*pars negotialis* は、「法に関する部分」または「法学（者）に関する部分」でも訳するのが適当であろう。もちろん、最終的に法学者の領分であるとしても、弁論家が争っていけないわけではないのである。また、このパルスは時間的に未来にかかわるので、審議類と密接に関連するという見解もある (Lausb. §173, 196)。

なお、この個所 (inv. 2. 65-68) で、キケロは法の発生についての考察を行っている。この問題自体は本稿の対象外であるが、きわめて興味深い議論が展開されており、キケロの自然法の考え方の問題としてよく議論的になるところであるので、簡単に触れておく。まず、自然 (この場合の *natura* は、以下に見るように、「事物の本性」というよりも、「人間のもつ一定の性質、人間の本性」である) から引き出されたある一定のユースは、ウーティリタース [「有用性・利益・効用」の原理に従って *ex utilitatis ratione*、*ユース* エトワード *consuetudo* (通例は慣習 [法] と訳される) に転化し、さらに民会の制定手続を経れば法律 *lex* として確定される) という法の発展図式が示される。第一の自然のユース *naturae ius* (ごむぬぬ「自然法 *ius naturale*」とは区別をせよ) は、一種の生来的な内在的な力 *innata vis* が我々に告げるものであり、それには、敬神の念 *religio*、義務感 *pietas*、恩顧の念 *gratia*、復讐心 *vindictio*、尊敬の情 *observantia*、言行一致の公明正大な生き方 *veritas* が含まれる。第二に、ユース エトワード は、時間の経過とともに万人の意思で是認されたと考えられるユースと、法務官告示によってローヌ エトワード に転化したユースとから成り、後者には、*パクトゥム pactum* [「合意約束」、平等 *par*、先例 *iudicatum* が含まれる。第三の諸々の法定されたユース *iura legitima* は、*ローヌス lex* [「法律」] を通じて認識されるべきだとされる。

そして、属性的スタトゥスのもう一つのパルスは *pars iudicialis* だ。「*審判のユース*」の性質 *aequi et recti natura*、または報奨と罰のラティオー [「つり合い・比例性」] *praemi aut poenae ratio* が問われる (inv. 1. 14)。パルスであり、「*審判のユース*」の性質 *aequi et iniqui natura*、及び報奨と罰のラティオー *praemi aut poenae ratio* が問われる (inv. 2. 69)。パルスは *pars negotialis* とは違つて、ほとんど同じ表現である。このパルスは、*ユース* に二つに分けられる。判定の基準であるユースについて問題がなる場合だ、そのユースの強さ、つまり正当性がどれほどなのかという程度問題に応じて、二種類に分けられるのである (Lausb. §174)。それが *pars absoluta* と *pars assumptiva* である。

前者の *pars absoluta* は「ユースとユースではないかの問」 *iuris et iniuriae quaestio* (inv. 1. 15)、「*ユース*」

くないかの問「*recti et non recti questio*」(inv. 2, 69) をそれ自体の中に含んでいるパルスである。つまり、行為事実の内在的屬性から正当性が引き出される場合で、通常は、高次のユースとの一致という形で主張される(Lausb. 3176)。後者の *pars assumptiva* は、「それ自体では補強するものを何も与えることはなく、訴追・請求を拒絶するためには、外部から何か弁護的なもの獲得」しなければならぬ場合(inv. 1, 15)、「所為そのものがそれ自体からは是認され得ないが、何らかの外部からの獲得された付随的な論拠によって弁護される」場合(inv. 2, 71)のパルスである。弁護側が前者を用いれば、所為の正当性は強いものであり、後者であれば、援用される事情、つまり状況性に依存することになる。したがって、前者は「絶対的」、後者は「相対的」、または「仮定的」という訳が適切であろう。そして、いずれにせよ、所為の正しさの判定は、法廷での審理過程から判断されるのであるから、*pars iudicialis* は、「法廷に関する部分」とでもなろう。

ところで、属性的スタトゥスの法廷に関する部分の相対的部分は、さらに、四つに分けられるが、本稿では、細部に立ち入る余裕がないので、項目だけをあげておく(inv. 1, 15)。いずれも、所為そのものについての自由を前提として、正当化事由ないし違法性阻却事由、また免責事由を申し立てるといふ刑事弁護側の技術として有用なものである。

(一) コンケッショ *concessio*……被告人が所為について弁護せず、寛大な処置をとることを申し立てる。つまり審判人の温情に訴えようという場合で(したがって、「承認」と訳すが、「自認」も可能である)、二つのパルスがある。

(二・一) プールガートイオー *purgatio*……所為についての承認はあるが、罪責を避けようとして、意思 *voluntas* の介在を否定する場合で(したがって、「弁解」と訳す)、さらに、不知 *imprudencia*、偶然・運命 *casus*、必然・不可避 *necessitas* (第二巻では *necessitudo*) の三つのパルスがある。現代の概念とは、必ずしも

うまく対応しないが、錯誤や不可抗力の主張と類似したものであり、いずれも、行為の故意を否定する方法である。

(一・二) デープレカテゴリー *deprecatio*……所為、それも故意の所為であることを被告人自身が自白するに
もかかわらず、寛大な処置をとることを申し立てる場合〔謝罪〕、「哀願」などもあるが、「懇願」としてお
く。情状酌量の要求にあたるであろう。

(二) レモートイオー・クリーミニス *remotio criminis*……所為について訴追がなされたとき、所為自体の違法性
は承認した上で、自分自身の罪責及び可能性から切り離して訴追を他人に転嫁しようと被告人が試みる場合。
事実発生の原因 *causa* を他人のせいにするか、所為 *factum* そのものを他人の所為だとしてしまうかの二つの
やり方がある。逐語的には「罪の除去」という訳語が存在するが、「罪責転嫁」としておきたい。内容的には、
事実抗弁、理由付否認にあたるであろう。

(三) レラーティオー・クリーミニス *relatio criminis*……たれかが、特に被害者が先に不法 *iniuria* を惹き起こし
たので、訴追されている被告人自身の所為はそれに対して正当に *pro* なされたものだと言われる場合。「罪の
転嫁」という訳語があるが、「反対告発」としておきたい。

(四) コンパラティオー・コンパリオ……訴追されている所為とそれとは別の正しい行為あるいは利益のある行為—
—通例は、国家的な利益——とが比較され(したがって、「比較」である)、前者は後者をなすために行われたの
だと主張される場合。

移行的スタトゥス

「訴訟を提起すべきと定められた者が訴訟を提起していない(原告適格)、訴訟の相手方と定められた者に対して訴訟が提起されていない(被告適格)、訴訟提起が定められた審判人に対して *apud quos* なされていない(裁判管轄)、定められた時期・期間内 *tempus* に提起していない、定められた法律 *lex* に従っていない、定められた告発項目 *crimen* でない、定められた刑罰 *poena* を援用していないということに、カウサ「争いの原因」が依存している場合、訴訟 *actio* には移送 *translatio* と変更 *commutatio* を要すると見られるので、*translativa constitutio* と言われる。」(inv. 10) これに「訴訟の無効 *infirmatio actionis*」(inv. 1, 16) が加えられる場合もある。この争点は、訴訟の移送・変更・無効という手続の有効性にかかわるもので、——内容的には「手続的スタトゥス」が妥当であろうが——従来は一般的に「転移的スタトゥス」と訳されているが、「転移」という表現自体多少不適切だと思われるので、「移行的スタトゥス」としておきたい。ここでは、いわば実体判決・本案判決ではなく、訴訟判決たる「却下判決」が要求されるわけで、審判人手続の段階においても、可能性としてはこのスタトゥスで争うことはできるのだが、実際には、稀にしか行われない (inv. 2, 57)。その理由は、手続的な瑕疵は、法務官の面前での法廷手続の段階で補正されてしまいい、そもそも移行的スタトゥスで争い得るような訴訟は審判人手続に付されないからである。また、仮にそのような場合でも、実際上は、他の三つのスタトゥスの援用がなければ、移行的スタトゥスだけでは十分に強力な弁護にはならないのである。たとえば、家長殺 *paricidium* で訴追された者がいた場合、適切な法律・告発項目・刑罰でないという反論と同時に、推定的スタトゥスでその事実自体を争ったり、定義的スタトゥスで構成要件該当性を争ったり、属性的スタトゥスの様々な弁護テクニックを用いたほうが説得的だと考えられるからである (inv. 2, 58)。

以上四つのスタトゥスの順序は、被告人を弁護するのに適当な順序に対応している。弁護人たる弁論家は、まず、事実関係について争い、事実関係が動かせないものであると感じられるならば、次に、主張されている法律の要件に該当しないという点で争い、それが無理ならば、その法律の適用を排除する何らかの事由を探し出せばいいのである。手続の瑕疵については、どの段階でも主張し得るが、万策尽きたときに最後の手段として苦し紛れに持ち出すことができるが、実際には、上述のような理由で、きわめて稀な場合にしか有効ではないのである。

四 カウサ論

スタトゥスは、あくまでもカウサ *causa* (審理の上、判決が下されねばならない具体的個別的な事件) を扱うための理論的な枠組である。この意味において、スタトゥス論におけるカウサは、いわば具体的個別的事情を抜きにした類型化された事例にすぎない。したがって、事件としてのカウサとスタトゥスの関連が、キケロが次に扱われねばならない問題になる。

事件が生じるということは、そこで何らかの処理さるべき問題が発生しているからである。そこでまず、キケロは、カウサと問 *questio* の複合性を論じる。すなわち、問いが一つだけ含まれていれば、そのカウサは単純 *simplex* であり、二つ以上の問いがあつて、二つ以上のことが問われている場合は、そのカウサは結合的 *iuncta* であり、また、ものを競争させて *per contentiorem* どちらがよりよいか、あるいは最もよいものはどれかが問われる場合、それも結合的だとされる (*inv. I. 17*)。結合的な錯綜した事件は、問いをそれぞれ分離して扱うことが要請されるのである。

その次にキケロが論じるのは、特に、法解釈学的関心から繰り返され議論されてきた、書かれたものの解釈の問題である。¹⁹⁾この部分は、スタトゥス論の一部として位置づけられることが多い。しかし、キケロ自身は、スタトゥスの問題とはせずに、『発見・構想論』では「争ひ、controversia」として、『トピカ』では「準スタトゥス quasi status」(top. 95)として論じている。

「争ひはラティオーの中にあるか、スクリプトゥム scriptum 「書かれたもの」の中にあるか」(inv. 1, 17)のいづれかである。「全ての問いが何らかのアルグメントァティオー argumentatio から構成される場合」(inv. 1, 18)がラティオー、他方、「スクリプトィオー scriptio 「書くこと」の類から」(inv. 1, 17)争ひが生じる場合がスクリプトゥムであり、ラウスベルクは「status generis rationalis」と「status generis legalis」いう名称を提案する (Lausb. 512)。後者は成文法をモデルとして叙述されるが、遺言書や契約書などの意思表示を示す文書・書面などの文言||文字テキスト一般にも適用される。それ故、「in scripto」と「in non scripto」という対照のさせかたもある。そしてその分け方そのものは、キケロは言及しないが、ヘルマゴラスのロギカイ・スタセイス logikai staseis (ギ)とノミカイ・スタセイス nomikai staseis (ギ)に、つまりロゴス関係とノモス関係の分け方に対応していることは明らかである。²⁰⁾したがって、キケロ自身の用語としては、「論理」における争い」と「文書」における争い」ということになるが、ラウスベルクにならつて、「論理」(類)スタトゥス」または「理性」(類)スタトゥス」と「法文」(類)スタトゥス」と分類することも可能である。なお、前者を「事実問題」、後者を「解釈問題」という整理も可能であるが、²¹⁾いわゆる法的三段論法の小前提、つまり事実認定に関する部分を「事実問題」、大前提、つまり法の解釈・適用に関する部分を「法律問題」と呼ぶならわし——これは、今日の訴状、起訴状、判決書の構成ともパラレルである——と紛らわしい用語法なので、避けたほうがよからう。ところで、論理類スタトゥスは、前述の推定、定義、属性、移行の四つのスタ

ウスの上位類になるので、説明は一応終わっており、ここでは省略されている。

法文類スタトゥスの方は、スタトゥスの観点から次の五つに分けられる。つまり、争いが起こる主張の対立点、衝突点が五つ考えられるわけである。

① 書かれたもの・文言と意図についての類 *genus de scripto et sententia*……「語そのものがそれを書いた者の意図・真の意思と一致しないと見られる」(inv. I, 17) 場合。文言を厳格に解してそれを重視するか、それとも軽視・無視してよいかという対立である。書いた者 *actor* は、法律の場合には、言うまでもなく、立法者である。ここが文言主義⇨形式主義と意思主義との解釈方法的対立として、しばしば議論の的なるところである。

② 反対の法律からの類 *genus ex contrariis legibus*……「二つまたはそれ以上の複数の法律が互いに齟齬する」(inv. I, 17) と見られる場合。法律Aの規定と法律Bの規定が、内容的に相対立しているのである。法律というのは、言うまでもなく制定された成文法であり、民会で決議されたものを指す。もちろん、名称に法律とあっても、このスタトゥスは書かれたもの、遺言書や契約書など文書一般にも応用される。

③ あいまいさの類 *genus ambiguum*……「書かれたものが、二つまたはそれ以上の複数のレース」⇨「意味内容」を表示する *significare*」(inv. I, 17) と見られる場合。文言は一つであるが、その可能な解釈が複数存在するのであるが、必ずしも、書いた者の意図を重視するのではない。

④ ラテイオーキナーテイオーに関する類 *genus ratiocinativum*……「書かれたものから、書かれていない別のものが発見される」(inv. I, 17) と見られる場合。もともと規定のないところに規定があるかのようにふるまう、欠缺補充の一手段であるいわゆる類推解釈であって、したがって、この場合の *ratiocinatio* は「類推」という訳語をあてるのが最もふさわしいと思われるが、*ratiocinatio* の本来の意味である「(三段論法的) 推論 *sylogismus*」とはずれてい

ることに注意すべきであろう。⁽²²⁾ また、『発見・構想論』においては、もう一つ別の意味をもつ *ratiocinatio* が存在する。すなわち、推定的スタトゥスにおける行為事実のカウサ「動機」を論じている個所で、インプルスオー *impulsio* 「衝動」と並ぶものとして、*ratiocinatio* があげられているのである (inv. 2, 17)。それは「ある行為をするかしないかにつき、入念細心な熟慮した案出 *dirigens et considerata* . . . *excogitatio*」 (inv. 2, 18) と定義されている。つまり、行為することの利害得失を予め十分考え抜いて行為するに至ったときの、動機をさすためにこの語が用いられているのである。(英訳の *premeditation* を参考にして、「予謀」という訳語をあてておく。) 推論という共通点はあるものの、上述の二つの意味とはまた区別されるべきである。

⑤ 定義に関する類 *genus definitivum* . . . : 「まるで定義的スタトゥスにおけるように、そこで定められた語の意味が問われている」 (inv. 1, 17) と見られる場合。定義的スタトゥスとの関係をどのように理解すればよいかはすでに論じたが、他の論者では、この類を設けないのが通例である。

法文類スタトゥスで展開されている以上の五つの方法は、現代の法解釈方法論の基本的手法として、広く用いられているものである。

カウサについて、以上二つのことが検討された後、最後に、実際の訴訟過程との関連が見られることになる。弁護人たる弁論家の最終目標は、審判人から勝訴判決を獲得することである。しかし、訴訟手続はすでに法定され、それぞれの手続上の用語も定まっているので、⁽²³⁾ ここで扱われるのは、弁論家がその手続の途上でどのような活動をするかのポイントについてである。それは、カウサの、*quaestio* / *ratio* / *indicatio* / *firmamentum* の四つの側面から見られるべきだとされる (inv. 1, 18)。

① クアエスティオー *questio* とは、「カウサの衝突 *conflicto* から生じる争い *controversia*」(inv. 1, 18) である。ところで、「カウサの衝突こそ、スタトゥスの本質である」ので、結局、「スタトゥスから生じた争い」(inv. 1, 18) が *questio* とされる。したがって、推定的スタトゥスでは、「ある行為がなされた *factum est*」と「その行為はなされなかった *non factum est*」が衝突であり、属性的スタトゥスでは、「あなた (被訴追者) はある行為 (犯罪行為) をなしたが、それは正当な、法にかなったものではなかった *non iure fecisti*」と「私はその行為をなしたが、それは正当な、法にかなったものであった *iure feci*」がカウサの衝突であり、*questio* は「その行為はなされたか *factumne sit?*」や「彼 (被訴追者) のなした行為は、正当な、法にかなったものであったのか *iurene fecerit?*」という形になる。そして、キケロはこの個所では説明しないが、具体的事例をあげて説明している個所で (inv. 2, 15; 52; 60; 62; 73 など)、上の衝突の一方、つまり訴追側の主張をインテンティオー *intentio* 「刑事訴訟では、訴追趣旨の表示、民事訴訟では、請求の趣旨の表示を指し、訴訟の申立である」と呼び、他方、つまり被訴追者側の主張をデプルスィオー *depulsio* 「インテンティオーの否認・拒絶を内容とする答弁」と呼ぶ。(depulsio はそれぞれのスタトゥスについて可能であり、また段階的にも可能であるが、これがなされなければ、つまり、犯罪事実の認諾や有罪の答弁、請求の認諾があれば、そもそも訴訟は不必要である。) したがって、ここで疑問文で表される *questio* は、「係争点」である。

② ラティオー *ratio* とは、「カウサを維持するものであって、これが取り去られれば、カウサにおける争いは何もなくなる」のであり、「これが取り去られるとすれば、争い全体も取り去られるのである。」(inv. 1, 18) つまり、これは訴追に対する被訴追者側の防御としてなされる否認の理由・論拠の提示である。属性的スタトゥスにおいては、被訴追者の行為の理由、特に、有罪判決・有責判決を回避するために行為を正当化する事由・弁明の論拠の援用が必要である。これがなされなければ、弁護は成立しない。それ故、「…であるが故に、…した」という形での弁明がなされ

るのである。この場合の ratio は「弁明論拠」「否認理由」などの内容がある程度明示する訳語が適當である。

③ エーディカー・テーオー indicatio とは「弁明論拠の弱体化と強化 infirmatio et confirmatio rationis から生じる争点」(inv. I, 18) である。confirmatio rationis は「上述の ratio のことであり、それに訴追側の反撃・攻撃である infirmatio rationis が対置されて」「弁明否定論拠」「訴追理由」¹⁾、そのおつかりあいから弁明論拠の展開 deductio rationis が行われ、そこから「最も重要な争点 summa controversia」である indicatio が出てくる。これこそ、前述の係争事項に両当事者の弁論が結合されて具体化された、審判人の判断が示されるべき問いであり、疑問文で表される。それはまさに審判人の「判定点」である。

④ フィールマーメン・トゥム firmamentum とは「弁護の最強の、そして判定点に対するもつとも都合のよい appositus 論拠」(argumentatio) (inv. I, 19) である。したがって、被訴追側＝弁護側の「補強論拠」である。もつとも『インニウス』では、firmamentum は訴追側の論拠という意味（つまり、キケロの infirmatio rationis と同じ意味）で用いられており (Rhet. her. I, 26)、キケロとまったく逆の扱いがなされており、これは、通常、キケロの用語法の混乱であるとみなされている。

以上見たように、それぞれのスタトゥスについて、questio、ratio、infirmatio rationis、indicatio が考えられ、それぞれの数は一致する。（ただし、推定的スタトゥスにおいては、所為が争われているので、弁明論拠など存在しないので、必然的に、questio と indicatio は同一となる (inv. I, 19)。）そして、それぞれのスタトゥスについて、弁論の応酬がなされ、審判人の判定が下される。その際に、スタトゥス論で展開されるトポスをもつとも有効に利用するのが、弁論家の腕の見せ所である。

以上のうち、査問所手続との関連で言えば、①と②（訴追開始に必要な程度で）が法務官または査問所指揮者の面

前での第一段階の手続にほぼ対応しており、その後、証拠収集 *inquisitio* の段階を経て、第二段階の査問所法廷では、③をめぐって弁論の応酬がなされるが、内容的には弁明論拠の強化と弱体化が中心になるであろう。各判定点での審判人の判断が集積して、当該事件に対する訴訟を終結させる判決の宣告・言渡 *sententia* がなされ、判決が下つたものはレース・ユーディカータ *res iudicata* 〔既判事件、既判物〕となり、それは将来の裁判に対するユーディキウム *iudicatum* 〔先例〕となる (Tausch, §92)。

五 弁論のパルス論

マテリアについては、以上で一応の叙述が終了したのであるが、次に、弁論家は、その発見・案出された材料から、一個の弁論を組み立てねばならない。そのためには、弁論の全体構想が必要であり、それはすでにアリストテレスの『弁論術』でも論じられている。それが弁論のパルス論である。当然、レトリックの術のパルスとしての配列部門、表現・修辭部門と密接な関係をもっているが、そこは弁論の各パルスに最もふさわしいものを提供するための様々な個別のテクニクスの宝庫なのである。したがって、弁論のパルスは、テクニクを披露するための枠組である。なお、レトリックの全体構想として、パルス論とスタトウス論を合体させる『ヘレンニウス』のようなシエーマも存在することは、前述した通りである。本稿では、この弁論のパルス論についても、概略を示すだけにとどめておく。

キケロによると、以下の六つのパルスから成る (inv. I, 19)。

① エクソールディウム *exordium* (prooimion (ギ)) ……「聴衆の心を後続する発言を受け入れるのに適した状態に整える弁論」(inv. I, 20) のパルス。「序言部」または「序論部」である。

② ナーラーティオー *narratio* (prophesis (ギ)) ……「発生した、あるいは発生したと考えられるレース」〔出来

「事」を説明・開陳 *expositio*」(inv. 1, 27) するパルス。「叙述部」または「陳述部」である。クインティリアヌスの用語では、*propositio* である。

③ パルティエーティオー *partitio*……陳述部で述べた多岐にわたる論点を整理し、相手方の主張との異同を明らかに、または、自口の主張を簡潔に要約して、「弁論全体を明確 *illustris* にし、見通しをよくなる *perspicuus* 効果」(inv. 1, 31) を産み出すパルス。「列挙部」「列示部」である。「ヘレンニウス」では、*enumeratio* という語も用いられる。

④ コーンフィールマーティオー *confirmatio* (*pistis* [ギ]) ……「論拠をもちだす *argumentare*」ことにより、我々のカウサ「＝主張理由」に信憑性 *fides*、權威 *authoritas*、補強 *firmamentum* を与える」(inv. 1, 34) 弁論のパルス。弁論の核心部分である。「立証部」「証明部」「論証部」などが可能であるが、私としては、証明、論証はもう少し限定して用いたほうがよいと考えるので、「立証部」とする。

⑤ レブレヘンシオー *reprehensio*……「論拠をもちだす」ことにより、相手方の立証を否定し *diluire*、無効化し *infimare*、弱体化させる *elevare*」(inv. 1, 78) 弁論のパルスである。「反駁部」「一弁駁部」があるが、前者をとる。なお、クインティリアヌスの用語では、「立証部」につき *probatio* が、「反駁部」につき *refutatio* が用いられている。また、「論拠をもちだす」ことにより *argumentando* という語が、立証部とともに用いられており、また、方法は立証部とまったく重なっているもので、両者を区別せず一つのパルスであるとして、*argumentatio* と呼ばれる場合もある。「発見・構想論」第二巻で展開されるトピスは、この立証部、反駁部で利用されることが前提となっている。

⑥ ロンクルーシオー *conclusio* (*epilogos* [ギ]) ……「弁論全体の出口 *exitus*」であり、終結部分 *determinatio* である。(inv. 1, 98) これは、最後にもう一度ポイントを列挙する形で全体の手短なまとめ *enumeratio* をして聴衆の記憶を喚起する部分と、聴衆の感情に訴える部分（インディグナーティオー *indignatio* という相手方に対する憎しみ

をかきたてる部分と、コンクエスティオー conquestio という聴衆の哀れみと同情を喚起する部分がある) から成る。クインティリアヌスの用語では、ペルオーラーティオー peroratio である。弁論を通じて主張したいことは立証部ですでになされているので、一般的な意味での「結論」を提示するのではない。したがって、単なる結びの言葉の部分であるので、「結語部」を採用する。

訴訟類、審議類、演示類のいずれにおいても、聴衆の理性面、感情面双方に訴えかけて、自らの主張を受け入れさせることが、つまり聴衆を説得することが弁論の目的である。その全体構成は、ここで説明したようなシェーマに従うことが最も有効なのである。これが、結局のところ、言葉を通じて争いを解決するための西洋の知恵なのである。これは口頭の弁論だけでなく、書き言葉による論争にもそのままあてはまるのである。

日本における論文の書き方のアドバイスとしてよく言われているのは、全体構成を「起承転結」の型にするという方法である。しかし、これはそもそも漢詩(五言絶句や七言律詩)の作法であり、その限りでは、一種の日本流のレトリックと言えないこともなからう。しかし、それは、内容的には、叙情、せいぜいが叙事であり、感情や事実を伝えるにはそれなりの有効性はあるが、自己の主張を伝え、相手を説得する目的には、はなはだ適さない方法である。このような方法が論文の作法として相も変わらず堂々とまかり通っている状況は、不幸としか言いようがない。本稿でその一端を見た西洋流のレトリックの弁論・論文の構築方法との隔たりは大きいものがあり、自己主張の必要性が高唱されている今日、西洋流のレトリックの方法を意識的に学ぶことから得る価値は大きいと思われる。

結 語

レトリックが、特に「弁論術」というその発生時の特徴をよく示している訳語で呼ばれる場合には、よくも悪くも、

だれでもすぐに弁護士の仕事を思い出すようである。依頼人の利益を最大限に擁護するのが弁護士の任務であり、事件によつては、それが同種の事件であつても、依頼人に応じて加害者の立場に立つこともあれば、被害者の立場に立つこともあるというふうな、どちらの立場に立つても、主張を展開できるし、またできねばならない。そのことが、善玉・悪玉二元論にとられすぎた人々には、気に入らないようである。ローマにおいても、弁論家は、原告側・訴追側に立つこともあれば、被告側・被告人側に立つこともある。キケロ自身、不法利得に関する前七〇年のウェッレース事件 (Cic. Ver.) では訴追側であり、翌年の同じく不法利得に関するフォンテーウス事件 (Cic. Font.) では弁護側に立っている。これは現代の弁護士がおかれていた位置とまったく共通している。そしてそもそもレトリックはそのための技術として誕生し、発達していったのである。²⁵

本稿でも明らかにしたように、レトリック理論は、最も対立的構造をもつ訴訟類を中核的モデルとして展開されている。そして、民事・刑事を問わず、原告側（原告、その代理人、検察官）・被告側（被告、その代理人、被告人、その弁護人）という訴訟当事者に定位しており、自らがいずれかの当事者であれば、それぞれの主張を有効に展開し、判断を下す裁判官（陪審員がおれば、それも含む）を説得して、自分の主張に賛成させ、自らに有利な判断を下させることを、最大の関心事としている。ここが、現代の法学方法論が、少なくとも実定法の法解釈学、正確には法教義学・ドグマティックが裁判官に定位している——つまり自らが裁判官であるならば、いかに判断を下すべきか——のとはまったく異なっている点である。

けれども、法学の分野におけるレトリック的視点の重要性は、法廷弁論という局面だけではない。それにとどまらず、法的思考の特質を探究するにあたって、レトリックの考え方が、非常に有効な方法的道具を提供してくれるのではないかと思われるのである。それはレトリックが状況に密着した *situativ*、記号の語用論的な *pragmatisch* レベル

での言語使用の実践的理論を実は展開していたのだということによる。これこそ、現在、我々が必要としている法学方法論に基礎を提供してくれる可能性をもつものである。もちろん、古代レトリックをそのまま現代に甦らせようというのではなく、その基本的発想を、特に共同体の構成員としての人間相互間のコミュニケーションの道具、技術としての存在価値を見直そうというのである。

私は、フィードバックを通じてレトリック的な視点の有望さに、ハフトを通じてレトリック的発想の適用範囲の広さを目を開かせられたのであるが、彼らがある程度自明の理、共通の了解事項としているレトリックそのものがどういふものであるのかが、よく理解できなかつた。肝心のところがどうもよくわからないという隔靴搔痒の感じをもつた。今までに書かれたレトリックの紹介や研究を読んでみても、基本的な用語すら定まった訳語がない状態である。

本稿は、レトリック法理論を語る前に、レトリック理論、特にキケロのそれを知らねばならないという関心から出された研究の最初のものである。レトリックの全体の構想については、たいていのレトリックを扱った文献でも触れられているのであるが、本稿では、それをキケロの、それも彼の最初の著作である『発見・構想論』の当該部分に即して、理解しようとした(全体の枠組については、付表を参照していただきたい)。したがって、どれほど目新しいものが明らかになったかは心もとないが、少なくともキケロのテクストに即して、それを明らかにしようとすることは、それなりの存在意義をもつと思う。ただ、キケロの他の著作との関係やキケロ以外の論者の理論との比較も、まったく不十分である。しかも、『発見・構想論』そのものについても、その最初のごく一部が紹介、検討されたにとどまった。翻訳だけを提示すれば、数頁にも満たない部分である。しかし、訳者が訳語を選択し、その過程についていさゝか触れずに、結果たる訳文だけを示してみても、そもそも対応する日本語の選定が問題であるこの種の文献を扱う場合、それほど意味はないと思う。むしろ、一つ一つの単語にこだわりながら、キケロのテクストをどのように読んで

いったかを、訳語の選択をどのように行ったかというプロセスを示すことを通じて叙述するほうがいいのではないかという理由で、複数の可能な訳語かつ外国語をも並記したため、結果的に、このような読みにくい体裁の論稿になってしまった。『発見・構想論』の残された部分、つまり弁論のパルス論、スタトウス論の詳細な取り扱いについては、後日を期したいと考えている。

* 本稿では、古典文献のテキストとして、The Loeb Classical Library版を用いており、それについては書誌的注記を省略する。また、それらからの参照は、平野敏彦「レトリック研究の予備知識」『広島法学』一五卷三号（一九九二年）所収の付論で説明した方式に従っており、キケロの場合、行文中、誤解のおそれのない場合は、「Cic.」を省略した。

*ギリシア語については、すべてアルファベット表記に置き換え、「ギ」と注記した。また、ギリシア語、ラテン語の片仮名表記の際、わずらわしくなるので、一部、長音表記をしなかった場合もある。

(1) これについては、平野敏彦「レトリック研究の予備知識」『広島法学』一五卷三号（一九九二年）、参照。

(2) キケロの生涯については、何よりも、彼自身が書いた多くの著作から再構成されるが、早い時期のままとしたものは、プルタルコス Plutarchos/Plutarchus（四六年？—一二五年？）の『対比列伝（英雄伝） Bioi paralleloi（ギ）/Vite Parallelae』中のキケロに関する叙述であろう。そこでキケロはギリシアの弁論家デモステネス（前三八四年—前三二二年）——キケロもクインティリアヌスも、彼を最高の弁論家と評している——と対比されている。邦訳として、『プラターク英雄伝（十）』（河野与一訳）（岩波文庫、一九五六年）及び『プルタルコス英雄伝（下）』（村川堅太郎編）（ちくま文庫、一九八七年）がある。なお、『中公パックス世界の名著 一四 キケロ エピクテトス マルクス・アウレリウス』も、参照。以下の叙述は、諸種の資料から私が再構成したものである。なお、田中秀央『ラテン文学史』（覆刻）（名古屋大学出版会、一九八九年）九五頁以下に、キケロの全著作の梗概の紹介がある。

(3) 『プラターク英雄伝（十）』（河野与一訳）（岩波文庫、一九五六年）二二五頁の訳注。

- (4) 『ヘレンニウス』については、平野「レトリック研究の予備知識」注(1)、参照。
- (5) 法廷弁論については、柴田光蔵『ローマ法フォーラム』I(玄文社、一九八七年)九一頁以下の一覧表を参照。
- (6) 本著作の成立については、平野「レトリック研究の予備知識」注(1)、参照。
- (7) Wilhelm Kroll, Cicero und die Rhetorik (1903), in: Ciceros Literarische Leistung, hrsg. v. Bernhard Kytzer, Darmstadt: Wiss. Buchg., 1973, S.77. だがこの二名があげられたのは、彼らが種本の著者であったことにより、むしろレトリックの哲学的性格を示すためにあげられたのだらうと推測している。
- (8) レトリックの体系構想と叙述の方法について、Manfred Fuhrmann, Das systematische Lehrbuch, Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht, 1960, 参照。
- (9) キーウィータースについての概念史的考察については、Manfred Riedel Gesellschaft, bürgerliche, in: Geschichtliche Grundbegriffe, hrsg. v. Otto Brunner/Werner Conze/Reinhart Koselleck, Bd. 2, Stuttgart: Klett-Cotta, 1979, S.719ff. フォンノート・リートル「市民社会」同著(河上倫逸／菅俊宗三郎編訳)『市民社会の概念史』(以文社、一九九〇年)第一章、参照。
- (10) キケロー(泉井久之助訳)『義務について』(岩波文庫、一九六一年)、訳者解説、三三〇頁。
- (11) Heinrich Lausberg, *Handbuch der literarischen Rhetorik*, 2. Aufl., München: Hueber, 1973. (以下にならば、同書と記す。以下「Lausb.」と記す。節番号を引照個所を示す。)
- (12) フォントタム factum は「なす」を意味する動詞 facere (辞書の見出し語では, facio) の完了分詞が中性名詞化されたものであり、「なされたこと」、つまり、過去になされた完了した行為そのものを意味すると同時に、「なされたもの」、つまり、その行為により惹起された結果をも意味し得る。それ故、単なる「行為」や「事実」という訳語では意味するところを十分にカバーできない場合もあるので、「行為、事実」という生硬な訳語を用いている。なお、刑法学において(裁判実務においても)、行為そのものとその結果発生した結果をひっくるめて言及する必要がある場合には、ドイツ語の「タート Tat」の概念を指す「所為」という語が用いられており、それを factum の訳語として用いることも可能であり、また、factum のドイツ語訳として Tat が用いられることも多い。しかし、factum は当該行為者の行為には直接関係しない「事実」をも意味する場合もあるので、すべてを「所為」という訳語で統一するわけにもいかなないので、適宜、使い分けている。
- (13) 以下において、刑事・民事という表現を用いるが、言うまでもなく、近代の、さらにはわが国の現行訴訟制度と一致しているわけ

ではない。ただし、大枠については重なり合うので、便宜的にこの表現を用いる。また、法律用語についても同様の事情であるが、訳語の選択の際、できるだけ意味の混同がないように注意しつつも、重なりが大きいものについては、わが国現行法の用語を採用したいと思う。また、キケロの時代の訴訟がどのように行われていたかは、それ自体、資料の制約から、主としてキケロの著作を基礎として、再構成されているのが実情である。それについては、A.H.J. Greenidge, *The Legal Procedure of Cicero's Time*, London: Clarendon, 1901 [New York: Kelley, 1971]. 参照。なお、本稿では、ローマの訴訟・裁判制度について詳しく触れることにはできなかったが、それについては、船田幸二『ローマ法』第一巻(岩波書店、一九六八年)二二四頁以下(刑事訴訟)、及び、第五巻(同、一九七二年)一〇五頁以下(民事訴訟)、柴田光蔵『増補 ローマ裁判制度研究』(世界思想社、一九七〇年)一〇頁以下、同「古代法廷技術素描」『判例時報』七〇四号(一九七三年)一五頁以下、真田芳憲『共和制末期における弁論術 Rhetorica と法学の解釈方法』『法学新報』七四巻二・三号(一九六七年)一四五頁以下、などを参照。

(14) 柴田「古代法廷技術素描」『判例時報』七一三号(一九七三年)二二頁。

(15) Fuhrmann, *Das systematische Lehrbuch* (N.8), S. 45, 60.

(16) スタトウス論について Lausberg, *Handbuch* (N.11) のほか、植松秀雄「法律学の論理と倫理——レトリックのスタトウス論——」大橋智之輔ほか編『現代の法思想』(有斐閣、一九八五年)二一九頁以下、Uwe Wesel, *Rhetorische Stanslehre und Gesetzgebung der römischen Juristen*, Köln: Heymann, 1967; Franz Horak, *Die rhetorische Stanslehre und der moderne Aufbau des Verrechnungsbegriff*, in: *Festschrift für Arnold Heitzlitzka*, hrsg. v. Franz Horak/Wolfgang Waldstein, München/Salzburg: Fink, 1972. S.121-142. などを参照。

(17) 後述のカウサ論の箇所も、参照。

(18) 石川真人「法曹法の歴史的基礎づけ」(一)、『北大法学論集』四二巻三号、四号(一九九一年)、参照。

(19) Wesel, *Rhetorische Stanslehre* (N.16), なお、真田『共和制末期における弁論術』注(13)も参照。

(20) Wesel, *Rhetorische Stanslehre* (N.16), S.25. 及び、Horak, *Die rhetorische Stanslehre* (N.16), S.142. 以下、ケルティウス(ギリシア語)用語——クインティリアヌスやヘルモゲネスを通じて明らかにする——をキケロの用語と対照をせると、以下の通りである。

論理類 = genus rationalis/logikai saseis [キ]

推定 = *conjectura/stochasmos* (キ)

定義 = *definitiva/horos* (キ)

属性 = *generalis/poioles* (キ)

移行 = *translativa/metalepsis* (キ)

法文類 = *genus legale/nomikai straseis* (キ)

文言之意匠 = *scriptum et sententia/rheton kai hypexairasis* (キ); *rheton kai dianoa* (キ)

反対の法律 = *contrariae leges/antinomia* (キ)

あまごころ = *ambiguum/amphipolia* (キ)

類 推 = *ratiocinatio/syllogismus* (キ)

(21) 石川「法曹法の歴史的基礎(下)」(一)注(18)「四一巻三号(一九九一年)一六頁以下、参照。」

(22) また、キケロは「*インペト*の *argumentatio* は、*inductio* か、*ratiocinatio* かのいずれかによつて処理される」(inv. I, 51) によつて使用されている。立証部のこの個所は、論理学の推論方式である *inductio/epagoge* (キ) (掃納) と *deductio*; *syllogismus/syllogismos* (キ) (演繹(三段論法)) の「*レトリック*」への適用が説かれている。この「*レトリック*」本来の用語法は言へば、*exemplum/paradigma* (キ) (例証) *anthymana/entymema* (キ) (エンテューメーマ) とされるべきであろうが、この時期のキケロの用語法には混乱が見られる。したがつて、この場合のラティオーキナーティオーは、「推論」の意でも、「弁論術的推論」という限定した意味で用いられている。訳語としては、あくまで「エンテューメーマ」としてもよいが、内容的には、「蓋然的推論」といわれる「省略三段論法」を含んでいる。

(23) 常設査問所手続については、柴田『ローマ裁判制度研究』注(13)「二九頁以下、を参照。」

(24) 前述のスタトゥス論の個所も、参照。

(25) これについては、釘沢一郎編『弁護士の実務・技術』(講座 現代の弁護士 四) (日本評論社、一九七〇年) 一頁以下に、*レトリック* への言及がある。

付表 『De Inventione』におけるキケロのレトリックの全体構想

